

# 地域包括支援センターの体制変更について (地域密着型サービス事業所向け)

令和8年5月26日

水戸市高齢福祉課地域支援センター

## 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う**ことにより、その**保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援**することを目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

### 総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる。**

※指定居宅介護支援事業者の一部委託可能

### 第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

### 指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

### 包括的支援事業の実施

#### 権利擁護事業

高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう、**成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待への対応**等を行う。



### 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の介護支援専門員への支援、**介護予防サービスの検証**等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

### 地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成**の場

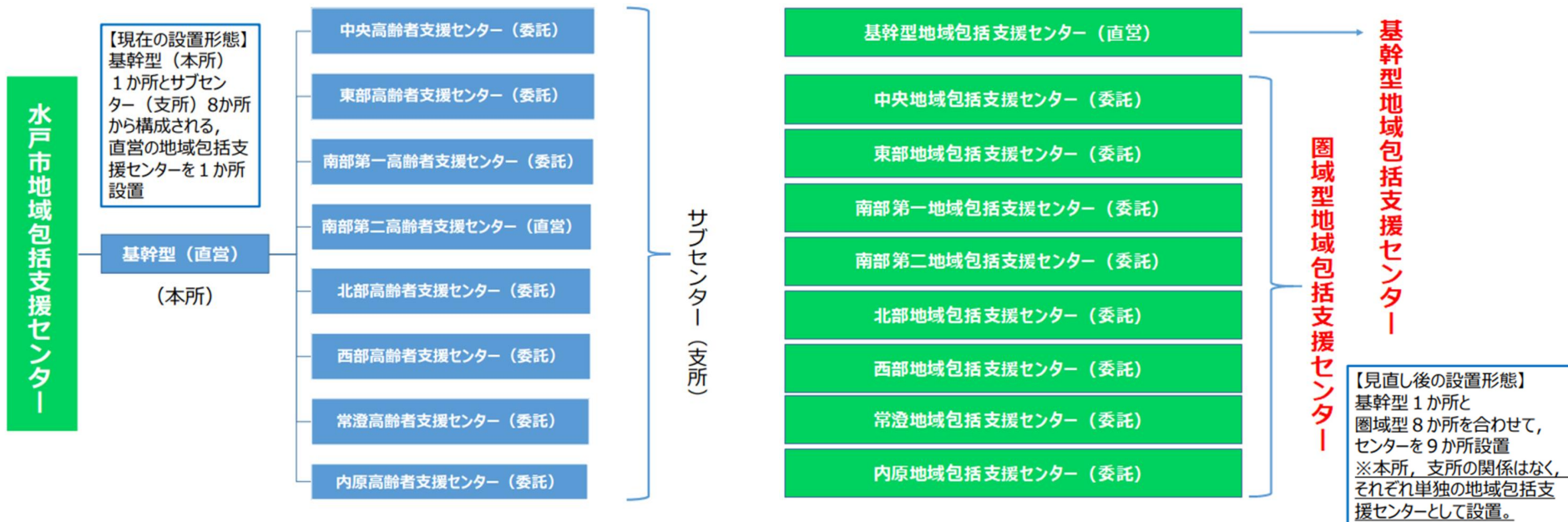
### 地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

# 設置体制の変更について

現体制（～R7年度）

新体制（R8年度～）



お住まいの中学校区	変更後の新名称 (令和8年4月1日より)		所在地・連絡先
第一・第二中学校区	中央	<b>地域包括支援 センター</b>	東原3-2-11 ☎306-9582
第三・千波中学校区	東部		吉沼町1429-12 ☎246-6216
第四中学校区	南部第一		住吉町57-2 ☎246-5690
緑岡・見川・笠原 中学校区	南部第二		<b>笠原町1522</b> ☎303-8255
飯富・第五・石川中 国田義務教育学区	北部		石川4-4039-26 ☎246-6003
赤塚・双葉台 中学校区	西部		双葉台2-1 ☎246-6333
常澄中学校区	常澄		塩崎町3503 ☎246-6155
内原中学校区	内原		鯉淵町2222-1 ☎257-5466



## 水戸市学区検索

### 重要なお知らせ

2026年3月12日更新

[「林野火災注意報」発令中!](#)

2026年3月2日更新

[【臨時開設】日曜日\(3月29日、4月5日\)に一部窓口でお手続きができます!](#)

2026年2月3日更新

[道路交通法の一部が改正されます](#)

2025年4月1日更新

[\(お馴染い\) 資源物・ごみは「午前8時まで」に決められた集積所にお出してください](#)

## 水戸市学区検索 (町名別)

ページID : 0025174

更新日 : 2022年9月1日更新

[印刷ページ表示](#)

[○ 水戸市学区検索 \(学校名別\)](#) ← 学校名から検索する場合はこちら

- 水戸市内の市立小中学校について、住所(町名)から指定校(学区)を確認することができます。
- 町名の頭文字をクリックして次画面へお進みください。次画面では町名ごとに小中学校の指定校が表示されます。
- 申立可能区域など学区についてご相談がある場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

## 「あ」水戸市立小中学校の指定校 (通学区域)

ページID : 0027304

更新日 : 2022年9月1日更新

[印刷ページ表示](#)

「あ」から始まる住所(町名)ごとに小学校、中学校の指定校(学区)を掲載しています。

※ = 申立可能区域の該当あり

地区名	番地	小学校区	中学校区
古林町 <a href="#">選</a>	全域	藤河小	第二中
赤尾関町	1番～937番	内原小	内原中
	988番～		
	938番～987番 <a href="#">選</a>	妻巻小	
赤塚 <a href="#">選</a>	全域	石川小	石川中
秋成町	全域	大塚小	常盤中
針大野	全域	上大野小	第三中
観町	全域	常盤小	第一中
朝日町	全域	浜田小	第三中
忍石町	全域	常盤小	第一中
木葉下町	全域	双葉台(旧山根)小	双葉台中
		妻巻小	内原中

利用者の担当包括が分からない場合には、市HPの学区検索をご利用ください。

## 高齢者や多様な主体の参画を通じた地域共生社会の実現・地域の活性化

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- 総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこに関わり合いながら、**高齢者自身が適切に活動を選択できる**ようにするものである。
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気づちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



地域の人と資源がつながり地域共生社会の実現や地域の活性化

# リエイブルメントサービスとは

「してあげる支援」ではない、「元の生活を取り戻す（Reablement）」を叶えるサービス

## 特徴

- ・期間限定のサービス
- ・リハビリテーション専門職を中心に集中的に介入する。
- ・個人の目標に合わせたオーダーメイドサービス。
- ・身体機能の改善だけでなく、社会生活の回復も目標とする。
- ・対象者に触れず、特別な器具を使わず、**動機づけ面談**が中心。
- ・自信と能力を取り戻し、**セルフマネジメント**を獲得する。

# ～リエイブルメント型～ 短期集中予防サービスのイメージ

歩くのが不安で買い物に行けない。以前のように料理ができない。再びできるようになりたい。



フレイル状態の要支援・事業対象者

**3か月間**の通所で集中的に支援  
(週1回 = 全12回)



リハ職による  
動機付け面談



参加者同士の交流



セルフマネジメントの習慣化



日常における活動量が増加(家事, 散歩, 体操...)

買い物など, やりたかった事がまたできるようになる (リエイブルメント)



3か月後～

卒業後もセルフマネジメントで活動量を維持

セルフマネジメント＝サービスがない残り6日と22時間をいかに活動的に過ごすか

# 総合事業ガイドラインの改正について（令和6年8月5日発出）

## 多様なサービス・活動の例 (ガイドライン改正)

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
	○		

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

### 従前相当サービス

- 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
- 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など
- サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり



### 多様なサービス・活動

- 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動
- 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等
- サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

### 【ガイドライン本文より】

・通所介護事業者の従事者による従前相当サービスについては、主に、多様なサービス・活動の利用が難しいケース・不適切なケースや、専門職の指導を受けながら生活機能の向上のためのトレーニングを行うことで生活機能の改善・維持が見込まれるケース等、通所介護事業者の従事者による専門的なサービスが必要と認められる場合に利用することが想定される。この場合、一定期間後のモニタリングに基づき、可能な限り住民主体の活動を含む多様なサービス・活動に移行していくことを検討することが重要である。

### ・サービス内容

運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる。

# 従前相当と多様なサービスは適切に選択されているか？

一部の利用において・・・

- 自力でスポーツジムに通っている位自立しているが、デイサービスも併せて利用している。
- 自力でできることまで支援してもらっている。



など、自立支援の視点に立ったサービス選択になっていないケースが見られる。



# 従前相当サービス（介護予防デイサービス・ホームヘルプサービス）の 利用基準（令和8年4月から適用開始）

**以下の方は従前相当サービスは利用できません。**

## 【訪問型】

サービスを検討する時点で、支援を希望する家事や動作が安全にできている方

## 【通所型】

サービスを検討する時点で、自家用車、電車・バス、自転車、徒歩で通いの場（サロン・ジム・一般介護予防事業等）に、ひとりで安全に行ける方

## 従前相当サービス（介護予防デイサービス・ホームヘルプサービス）の 利用基準（令和8年4月から適用開始）

※下記の場合については**機械的に基準を当てはめず**，生活状況や主治医からの指示等について本人や家族によく聞き取りを行い，**総合的に判断する**

- ・末期がん，進行性疾患等で，状態の悪化が見込まれる
- ・認知機能の低下により，日常生活に支障が出ている
- ・自家用車で外出はしているが，歩行能力が著しく低下している
- ・入浴，更衣，排泄の問題で生活に支障が出ている
- ・心身の障害等により，介護専門職による支援が必要
- ・虐待や住環境等の問題があり，状況の改善が見込めない
- ・退院直後や骨折等で，一時的にサービスが必要

## 具体的な運用方法

- 新規利用者に対して、圏域型が利用基準の説明，確認を行った上で，介護予防ケアマネジメントを開始します。
- 既に他のサービスを利用している場合も，従前相当サービスを初めて利用する場合は，利用基準確認の対象になります。

## 従前相当サービス事業者の皆様へ

- サービスの選択については、利用者の希望だけではなく、基準確認を行った上で、適切なサービス選択を地域包括支援センターが支援します。
- 利用者から直接、利用希望の相談を受けた場合は、圏域型への相談を促してください。